

排水設備工事設計施工基準

－ 2 0 2 5 －

倉吉市上下水道局

目 次

第 1 章	総則
第 2 章	排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者
第 3 章	排水設備工事の手続き
第 4 章	排水設備の技術基準
第 5 章	特定施設と特定事業場
第 6 章	資料
第 7 章	下水道関係法令

第1章 総則

- 1.1 目的
- 1.2 適用の疑義
- 1.3 排水設備の定義
- 1.4 排水設備工事の種別
- 1.5 公共下水道事業の排水区域及び受益者負担金
- 1.6 集落排水事業の排水区域及び分担金

第2章 排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者

- 2.1 排水設備指定工事店
- 2.2 排水設備工事責任技術者

第3章 排水設備工事の手続き

- 3.1 排水設備工事の申請と確認
- 3.2 排水設備工事の取下げ
- 3.3 公共汚水桝接続による下水道使用開始
- 3.4 排水設備工事の変更
- 3.5 排水設備工事の完成検査
- 3.6 完成検査後の維持管理
- 3.7 排水設備の撤去
- 3.8 排水設備工事に係る各種様式

第4章 排水設備の技術基準

- 4.1 設計の基本
- 4.2 基本調査
- 4.3 個人情報の保護
- 4.4 配管経路の決定
- 4.5 管種及び管径等
- 4.6 管渠勾配
- 4.7 トラップ
- 4.8 土被り
- 4.9 宅内桝の設置箇所、種類等
- 4.10 床下集合配管システム（排水ヘッダー）
- 4.11 ポンプ施設
- 4.12 ディスポーザ
- 4.13 排水流量計
- 4.14 図面の作成
- 4.15 公共汚水桝接続

第5章 特定施設と特定事業場

別冊「工場・事業場の皆さんの下水道使用の手引き（令和6年4月）」による

第6章 資料

- 6.1 排水設備維持管理等の概要図
- 6.2 排水設備工事申請フロー図

第7章 下水道関係法令

- 7.1 法律、省令
- 7.2 倉吉市条例、規程等
- 7.3 その他参考書籍

第 1 章

総 則

第 1 章 総則

1.1 目的

この基準は、次の法令等に基づき、排水設備工事の設計及び施行等に関する手続きの方法及び技術的な基準について必要事項を定め、工事の適正な施行及び管理を確保することを目的とする。

- (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）
- (2) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「施行令」という。）
- (3) 下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号。以下「規則」という。）
- (4) 倉吉市公共下水道条例（昭和 53 年倉吉市条例第 18 号。以下「条例」という。）
- (5) 倉吉市公共下水道条例施行規程（令和 2 年上下水道局企業管理規程第 3 号。以下「規程」という。）
- (6) 倉吉市排水設備指定工事店規程（令和 2 年上下水道局企業管理規程第 4 号。以下「工事店規程」という。）
- (7) 倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 55 年条例第 12 号。以下「負担金条例」という。）
- (8) 倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成 3 年条例第 15 号。以下「集排条例」という。）
- (9) 倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程（令和 2 年上下水道局企業管理規程第 6 号。以下「集排規程」という。）
- (10) 倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成 17 年条例第 53 号。以下「分担金条例」という。）
- (11) 倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程（令和 2 年上下水道局企業管理規程第 7 号。以下「分担金規程」という。）

1.2 適用の疑義

この基準の適用に疑義が生じた場合は、公営企業の管理者の権限を行う倉吉市長（以下「管理者」という。）の指示による。

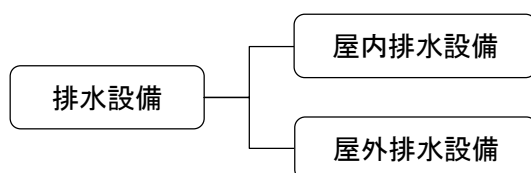
1.3 排水設備の定義

「排水設備」とは、その土地の下水を公共下水道又は集落排水（以下「公共下水道等」という。）に流入させるために必要な排水管、排水渠、その他の排水施設をいう。（法第 10 条）

また、排水設備は公共下水道等の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設

置しなければならないものである。これらの所有者、使用者又は占有者を一般に設置義務者という。

排水設備の分類は、次のとおりとする。



屋内排水設備は、屋内に設けられる衛生器具等から汚水桝または屋外の排水管に至るまでの排水設備をいう。

屋外排水設備は、汚水桝または屋外の排水管から公共汚水桝に至るまでの排水設備をいう。

1.4 排水設備工事の種別

「排水設備工事」とは、排水設備の設置または変更の工事をいう。

「工事」とは、工事に先立って行う調査から、計画立案、設計、施工及び完成検査までの過程をいう。

排水設備工事の種別は、次のとおりとする。

(1) 新設工事

公共下水道等に接続されていない家屋等で、新たに排水設備を設置する工事

※住居等新築現場において、水洗式仮設トイレを公共汚水桝に接続する場合は、新設工事に分類するものとし、新築の申請書とは別に仮設トイレの申請をすること。また、公共汚水桝接続後は下水道使用開始届を提出すること。

(2) 増設工事

公共下水道等に接続されている家屋等で、増築・リフォーム等に伴い水回りが増える事により、排水設備を増設する工事

(3) 改築工事

公共下水道等に接続されている家屋等で、解体・リフォーム等により排水設備をいったん撤去し、新たに設置する工事

1.5 公共下水道事業の排水区域及び受益者負担金

1.5.1 公共下水道の排水区域は次のとおり。（条例第2条別表第1）

穴窪、大塚、中江、井手畑、新田、下古川、小田の一部、清谷、清谷町一丁目、清谷町二丁目、福庭、福庭町一丁目、福庭町二丁目、海田東町、海田西町一丁目、海田西町二丁目、海田南町、大平町、天神町、上井、上井町一丁目、上井町二丁目、河北町、山根、伊木、八屋、下余戸、上余戸、大原、広栄町、虹ヶ丘町、円谷町、米田町、米田町二丁目、新陽町、駄経寺町、駄経寺町二丁目、下田中町、上灘町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、東昭和町、南昭和町、東巖城町、見日町、幸町、巖城、住吉町、湊町、東町、葵町、仲ノ町、荒神町、宮川町、宮川町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、研屋町、明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、魚町、東仲町、西仲町、西町、福吉町、福吉町二丁目、旭田町、金森町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、河原町、余戸谷町、八幡町、みどり町、大谷、和田、和田東町、不入岡、国府の一部、国分寺、秋喜、福光、黒見の一部、西福守町、馬場町、秋喜西町、小鴨の一部、中河原、生田、丸山町、西倉吉町、福守町、鴨川町、北野、蔵内、上古川の一部、石塚、福山、鴨河内の一部、耳

1.5.2 特定環境保全公共下水道の排水区域は次のとおり。（条例第2条別表第2）

志津の一部、関金町松河原の一部、関金町大鳥居の一部、関金町安歩の一部、関金町関金宿、関金町郡家、関金町山口

1.5.3 公共下水道負担金は次のとおり。（負担金条例第6条）

公共下水道負担金とは、下水道整備を行うことにより利用できる方が限定されるため、その利益を受けられる方に負担していただくもの。

負担区	金 額
上北条	455 円
上井	425 円
倉吉	455 円

負担区	金 額
西倉吉	455 円
小鴨	455 円
社	480 円

負担区	金 額
上小鴨	510 円
関金	430 円

※金額は1㎡あたり

1.6 集落排水事業の排水区域及び分担金

1.6.1 集落排水の排水区域は次のとおり。（集排条例第2条）

名 称	区 域
小田地区農業集落排水施設	小田の一部、古川沢
横田地区農業集落排水施設	横田、三江の一部
東鴨地区農業集落排水施設	富海の一部、下大江、長坂町、長坂新町、東鴨 東鴨新町、大宮、岩倉
尾原地区農業集落排水施設	北面、穴沢、別所、鋤の一部、尾原
下米積地区農業集落排水施設	福本の一部、下米積、上米積、上福田の一部、下福田
三江地区農業集落排水施設	三江の一部、福本の一部、福富、沢谷、杉野
上神地区農業集落排水施設	上神、寺谷、大谷茶屋
津原地区農業集落排水施設	鋤の一部、谷、津原
志村地区農業集落排水施設	上福田の一部、服部、桜、福積、岡、大立
中野地区農業集落排水施設	忤谷、中野、長谷、森、大河内
松河原泰久寺地区農業集落排水施設	関金町泰久寺、関金町松河原の一部、関金町大鳥居の一部
山守地区農業集落排水施設	関金町堀の一部、関金町今西
明高地区農業集落排水施設	関金町明高、関金町堀の一部
野添地区林業集落排水施設	関金町野添

1.6.2 集落排水分担金（倉吉区域）は次のとおり。（分担金規程第2条）

集落排水分担金とは、集落排水整備を行うことにより利用できる方が限定されるため、その利益を受けられる方に各地区の整備費の一部を負担していただくもの。

処理区		金 額	処理区	金 額
小田地区	小田	274,222 円	三江地区	363,689 円
	古川沢	275,976 円	上神地区	446,916 円
横田地区		253,777 円	津原地区	450,018 円
東鴨地区		214,656 円	志村地区	450,335 円
尾原地区		444,213 円	中野地区	523,965 円
下米積地区		299,353 円		

※金額は1戸あたり

1.6.3 集落排水分担金（関金区域）は次のとおり。（分担金規程第2条）

処理区	宅地面積区分別			
	100 m ² 未満	100 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上
松河原 泰久寺地区	166,432 円	177,298 円	188,163 円	237,058 円
山守地区	166,884 円	178,654 円	190,423 円	243,386 円
明高地区	165,928 円	175,785 円	185,642 円	230,000 円
野添地区	166,400 円	177,200 円	188,000 円	236,600 円

※金額は1戸あたり

第 2 章

排水設備指定工事店及び
排水設備工事責任技術者

第2章 排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者

2.1 排水設備指定工事店

2.1.1 排水設備指定工事店制度の概要

排水設備は、管理者の施設である公共下水道等に直結して設けられるものであり、排水設備の構造等が不適切な場合には、公共下水道等の維持管理に支障をきたすとともに、他の使用者に支障を与えるなど、公衆衛生上の大きな被害が生じるおそれがある。

適切な排水設備を設置するため、排水設備工事は管理者の指定する排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ施工できない。

指定工事店制度は、排水設備の設置及び構造の技術上の基準が、施行令第8条に規定される基準に適合することを確保するため、管理者が排水設備工事を適正に施工することができる者と認められる者を、条例第8条により指定する制度である。

指定工事店として求められる要件は次のとおり。

- (1) 県内に営業所があること。
- (2) 鳥取県下水道協会に登録された下水道排水設備工事責任技術者（以下、「責任技術者」という。）を専属していること。鳥取県内における他の営業所について兼任することを妨げない。
- (3) 排水設備工事の施行に必要な機械器具を有する者であること。
 - ア 掘削及び埋戻し器具
 - イ 管切断器具
 - ウ 水準測量機器
 - エ 勾配器
 - オ その他必要な器具
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 心身の故障により排水設備工事の事業を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 第8条の10の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者その他のその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、代表者がアからエまでのいずれかに該当する者

2.1.2 指定の更新

条例第8条の3第2項の規程による指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（条例第8条の6）

2.1.3 指定工事店の責務

下水道に関する法令、条例その他管理者が別に定めるところに従い適正な排水設備工事の施行に努めなければならない。（条例第8条の8）

2.2 排水設備工事責任技術者

2.2.1 責任技術者の役割と責務

責任技術者は、関係法令等を遵守しながら工事の設計から施工まで工事全体の把握を行うとともに、技術面について責任を負うこと。工事の一部を下請け業者等に請け負わせる場合や、施工を自ら行わない場合においても、施工内容について責任を免れることはできない。

工事に従事するときは、常に排水設備工事責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを掲示しなければならない。（工事店規程第10条）

工事が完了したときは、当該工事を担当した責任技術者立会いのうえ、検査を受けなければならない。（工事店規程第14条）

1人の責任技術者は、複数の指定工事店に選任することはできない。ただし、複数の営業所の責任技術者を兼任することができる。（工事店規程第2条）

第 3 章

排水設備工事の手続き

第3章 排水設備工事の手続き

3.1 排水設備工事の申請と確認

排水設備工事の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、指定工事店を選定し、管理者に申請するものとする。

また、指定工事店は、あらかじめ管理者の確認を受けなければならない。工事の着手前に法令等の規定に適合していることを確認するものである。（条例第6条、集排条例第7条）

申請者が融資制度を利用する事があるので、事前に申請者に融資希望かどうかを確認し、融資希望の際は、その旨を申請書提出時に伝えること。

3.1.1 排水設備工事の手続きの流れ

6.2「排水設備工事申請フロー図」に示す。

3.1.2 一部接続の事前協議

汚水は、原則公共下水道等に接続した排水設備によって下水道等で排除することとされているが、個々の事情によっては排水設備の設置を段階的に行わざるを得ない場合がある。このように排水設備の一部のみを接続する（以下、「一部接続」という。）場合においては、工事の申請前に管理者に確約書（様式-④イ）を提出し事前協議を行うものとする。

なお、次のことに留意すること。

- ・下水道等で排除していない汚水については、公衆衛生上の問題が生じる恐れがあることから、当事者において適切に処理しなければならない。

- ・未接続部分については、その理由の解消に努め、その理由が解消されるときは、すみやかに排水設備に接続しなければならない。

3.1.3 排水設備の工事又は維持管理に係る確約

次のいずれかに該当するときは、工事又は維持管理に係る確約書の提出を求める。

(1) 条例、規程等の基準に沿った施工ができないとき。

- ・既設管を利用、地形の理由等により、管径、勾配等が基準を満たさない場合。

(2) 汚水系統、雑排水系統いずれかの箇所を下水道に接続しないとき。

(3) 排水設備の一部を、第三者との共有施設とするとき。

3.1.4 利害関係者の同意

排水設備工事を行うにあたり、申請人の排水設備が第三者の土地を通過する必要がある、もしくは第三者の土地の公共汚水柵・排水設備を使用する等の場合は、利害関係人の同意書の提出を求める。

3.1.5 排水設備工事の申請に必要な書類

指定工事店は、申請者及び関係者に申請に必要な全ての書類内容を説明し、承諾を得た上で提出する。用紙の大きさは、指定されたものを除き日本工業規格A列4版とする。

(1) 排水設備等計画確認申請書（規程様式第1号）

- ・施工場所の番地は、対象番地全てを記入する。
- ・申請者と土地及び建物所有者が異なる場合は、関係性を確認すること。
- ・施工建物が新築の場合は、表題の下空白に赤で「新築」と記入する。
- ・アパートの場合は、表題の下空白に赤で「戸数」を記入する。

(2) 確約書（3.1.3 参照）

① 技術基準等（様式－④ア）

条例、規程等の基準に沿った施工ができないとき。

② 一部接続（様式－④イ）

汚水系統、雑排水系統いずれかの箇所を下水道に接続しないとき。

③ 共有施設（様式－④ウ）

排水設備の一部を、第三者との共有施設とするとき。

(3) 同意書（様式－⑤、3.1.4 参照）

- ・第三者敷地内の排水設備に申請人の排水設備を接続し使用するとき。
- ・第三者の土地の公共汚水桝を申請人が使用するとき。
- ・第三者の土地に申請人の排水設備を占用するとき。

※上記以外で同意書が必要と思われる場合は協議すること。

(4) 阻集器等計算書及び製品詳細図等

料理店、その他油脂類を多量に排出するおそれのある箇所にグリストラップ等を設置するとき、容量算定書及び製品詳細図等を添付する。

(5) 公共汚水桝変更申請書（様式－⑧）

公共汚水桝を撤去、取替及び高さ変更する場合は、事前に管理者に申請すること。
管理者の確認を受けてから実施し、完了後に写真（着工前・埋戻し前の施工後・完了）を提出すること。

(6) その他、管理者が設計審査のために必要と認めるもの

3.2 排水設備工事の取下げ

排水設備工事を中止し、工事申請を取下げしようとするときは、直ちに管理者へ届け出ること。

(1) 排水設備工事取下げ届（様式－⑥）

3.3 公共汚水桝接続による下水道使用開始

公共汚水桝接続後は、下水道使用開始届を速やかに提出しなければならない。排水設備の一部分を接続した時から公共下水道等の使用開始となるので、その時点で使用開始届を提出すること。（条例第21条、集排条例第10条）

上水道及び簡易水道以外（地元管理水道、井戸水等）の場合は、申請書提出時に協議すること。

アパート・売物件等で、排水設備工事後すぐに下水道を使用しない場合は、使用開始と休止の両方に○を付けること。この場合、上水道が休止中である事が条件である。

（１）下水道使用開始等届（規程様式第 10 号）

申請者名等の他に、開始等年月日（公共汚水桝接続日）、水道メーター情報（口径、メーター番号、指針）を記入する。

一部接続または井戸水等水道メーター指針以外から下水道料金を算定する場合は、排除汚水量認定申請書を添付すること。

（２）浄化槽廃止届

単独・合併処理の種別を問わず、浄化槽を廃止した日から 30 日以内に提出すること。（浄化槽法第 11 条の 2）

浄化槽担当課（環境課）へ直接提出した場合は、その旨を報告すること。

3.4 排水設備工事の変更

排水設備工事の内容を変更しようとするときは、変更届を提出すること。（条例第 6 条、集排条例第 7 条）

ただし、条例及び規程に適合する範囲内での汚水桝の深さ、汚水桝間の距離、勾配の変更及びそれらに伴う材料の変更については、軽微なものとし、変更届の提出を必要としない。（規程第 5 条）

また、工期を延長する場合は、現在の工期が終わるまでに変更前・変更後の工期及び変更理由を記入し、変更届を提出すること。

（１）排水設備等変更届（規程様式第 2 号）

3.5 排水設備工事の完成検査

完成検査は、排水設備工事が適正に施工されたかを判断するもので、書類及び現地検査により、設置した排水設備の構造等が規程又は集排規程等に適合していることを確認する。

排水設備工事が完成した時は、完成した日から 5 日以内に排水設備等工事完了届の提出をしなければならない。（条例第 7 条、集排条例第 9 条）

なお、完成検査には当該工事を担当した責任技術者が立会うこと。（工事店規程第 14 条）

融資希望の完成検査では、新たに設置した水洗トイレ器具等の型番確認を行うので、申請者にその旨を伝えるとともに検査日の日程調整を行うこと。

3.5.1 排水設備工事の完了届に必要な書類

完了届に必要な書類については、維持管理に活用できるように心掛ける。用紙の大きさは、指定されたものを除き日本工業規格 A 4 サイズとする。

- (1) **排水設備等工事完了届**（規程様式第3号）
- (2) **排水設備工事設計書（清算書）**（様式－①、A3又はA4サイズ）
- (3) **見取図**（様式－②）
- (4) **平面図**（様式－②）
- (5) **縦断面図**（様式－③）
- (6) **配管図**（様式－③）
- (7) **公共汚水樹接続状況写真**
全景（公共樹及び対象建物等を撮影）及び近景（接続箇所を撮影）の2枚
- (8) **床下集合配管システム設置状況写真**
床下集合配管システムを設置したとき。
- (9) **その他、管理者が設計審査のために必要と認めるもの**
※様式－②、様式－③はA3で印刷した後、谷折りしてA4サイズにする。

3.6 完成検査後の維持管理

不具合等発生時に、使用者自らが管路・樹等の確認ができるようにするため、完成図等の資料を申請者に提供すること。

排水設備の異状は、排水が流れにくくなる症状から始まり、最終的には管渠が閉塞し、排水の逆流、汚損、悪臭の発生、トラップの破封による悪臭の発生などの障害が発生する可能性がある。

使用上の注意事項として以下の周知を行うこと。

- ・調理くず、使用済みの油、トイレトペーパー以外の紙等を流さない。
- ・グリストラップは、①バスケットの清掃（毎日が目安）、②浮遊物の除去（週1回が目安）、③沈殿物の清掃（月1回が目安）等が必要
- ・分離樹は、カゴの清掃・浮遊物の除去（月1回が目安）が必要

3.7 排水設備の撤去

建物の解体等により排水設備を撤去する場合は、所有者の責任において適切な撤去及び処置を行うこと。

適切な処置を行わない場合、土砂・雨水等が下水道本管に流入し、下水道施設の破損や閉塞等により他の使用者に迷惑をかける原因となる。また、下水道施設が破損等した場合は、法第18条により原因者に復旧費用を請求することがある。

排水設備の撤去において重要なことは次のとおり。

- ① 排水設備の切り離し箇所から、土砂・雨水等の流入をさせないこと。
- ② 使用しない排水設備を残さないこと。（破損すると、土砂・雨水等が流入する）

排水設備の撤去は、接続方法により次のとおり適切に行う。

- (1) 公共汚水樹近くにドロップ樹がある場合
宅内樹を撤去し、ドロップ部の上方向及び横方向にキャップ止めの処置を行う。
- (2) 公共汚水樹近くにドロップ樹がない場合

公共汚水桝から 1 m 以内の箇所に、キャップ止めの処置を行う。

(3) コンクリート製公共汚水桝内でドロップしている場合

公共汚水桝から 1 m 以内の箇所に、キャップ止めの処置を行う。

※上記の箇所において、キャップ止めの処置が困難な場合は相談すること。

排水設備の撤去を行った場合は、排水設備等撤去届及び下水道使用開始等届を提出すること。

(1) **排水設備等撤去届** (様式－⑦)

(2) **下水道使用開始等届** (規程様式第 10 号) ※届出の区分…廃止

3.8 排水設備工事に係る各種様式

様式番号	様式の名称
規程様式第 1 号	排水設備等計画確認申請書
規程様式第 2 号	排水設備等変更届
規程様式第 3 号	排水設備等工事完了届
規程様式第 10 号	下水道使用開始等届
様式－①	排水設備工事設計書 (清算書)
様式－②	見取図及び配管図
様式－③	平面図及び縦断面図
様式－④ア	確約書 (技術基準等)
様式－④イ	確約書 (一部接続)
様式－④ウ	確約書 (共有施設)
様式－⑤	同意書
様式－⑥	排水設備工事取下げ届
様式－⑦	排水設備等撤去届
様式－⑧	公共汚水桝変更申請書

月 日 稟議	合 議	担当	係長	課長 補佐	課長

様式第2号（第5条関係）

排水設備等変更届

年 月 日

倉吉市長

住 所
申請者
氏 名

次のとおり排水設備（排水施設）の一部を変更したいので、別紙図書を添えて届け出します。

確 認 番 号	第 号	確 認 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	倉吉市 番地		
排 水 設 備 指 定 工 事 店			
変 更 事 項			

受 付

下水道使用開始等届

年 月 日

倉吉市長

住 所
申請者
氏 名
(総代人)
電 話

倉吉市公共下水道条例第21条第 1 項（第22条第 1 項）の規定により、次のとおり届け出します。

排 除 場 所	倉吉市	番地	確 認 番 号	第	号
届 出 の 区 分	開始（新築・増改築）	休止	再開	廃止	臨時使用
開 始 等 年 月 日	年 月 日				
排 水 の 種 類	1 家庭污水 2 家庭及び事業場污水 3 工場又は事業場污水 4 その他（ ）				
使 用 水 の 種 類	水道水のみ・水道水以外（ ）・併用（ ）				
※ 家 庭 汚 水 を 排 水 す る 場 合	水 道 水 以 外 の 使 用 水 量	家庭用 人× その他（ ） 計	m ³ /月＝ m ³ /月＝	m ³ /月 m ³ /月 m ³ /月	
※工場又は事業場 汚水を排水する場合	水道水の使用水量	平均	m ³ /日	m ³ /月	
	水 道 水 以 外 の 使 用 水 量	井戸水 平均 その他（ ） 平均 計 平均	m ³ /日 m ³ /日 m ³ /日	m ³ /月 m ³ /月 m ³ /月	
	排 水 の 水 質	別紙のとおり			
臨 時 使 用 届	使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
	排除汚水量	平均	m ³ /日×	日間＝	m ³
	そ の 他				
水 道 メ ー タ ー	口径	mm	番号	—	指針 m ³
排水設備指定工事店					

一部接続の場合は、全部接続の確約書、排除汚水量認定申請書を併せて提出してください。

※上下水道局記入欄(開始等)

事 業 区 分	公共・集排	処 理 分 区		Excel	
賦課異動月	月	お客様番号	—	検針月	偶・奇・毎
入 力 日			確 認 日		

様式-①

排水設備工事設計書（精算書）													
申請者氏名		見積作成年月日				年		月		日			
施工場所		清算作成年月日				年		月		日			
指定工事店名		設計者氏名											
工種	名称	見積					精算						
		形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
①	和風大便器			式									
	和風兼用便器			〃									
	洋風大便器			〃									
	小便器			〃									
	手洗器			〃									
	暖房便座			個									
②	管布設()	○	H=	m			土工事	○	H=	m			土工事
	〃 ()	○	H=	〃				○	H=	〃			
	〃 ()	○	H=	〃				○	H=	〃			
	〃 ()	○	H=	〃				○	H=	〃			
	〃 ()	○	H=	〃				○	H=	〃			
	〃 ()	○	H=	〃				○	H=	〃			
	〃 ()	○	H=	〃				○	H=	〃			
	管継手()	○		個				○		個			
	〃 ()	○		〃				○		〃			
	〃 ()	○		〃				○		〃			
排水設備工事	〃 ()	○		〃				○		〃			
	〃 ()	○		〃				○		〃			
	〃 ()	○		〃				○		〃			
	〃 ()	○		〃				○		〃			
	〃 ()	○		〃				○		〃			
	〃 ()	○		〃				○		〃			
	〃 ()	○		〃				○		〃			
	〃 ()	○		〃				○		〃			
	〃 ()	○		〃				○		〃			
	〃 ()	○		〃				○		〃			
工事	塩ビ製汚水桝	φ	H=	箇所				φ	H=	箇所			
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃			
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃			
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃			
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃			
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃			
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃			
	塩ビ製トラップ桝	φ	H=	箇所				φ	H=	箇所			
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃			
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃			
〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃				
〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃				
〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃				

工種	名称	見積					精算							
		形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要	
排水設備工事	コンクリート製汚水桝	φ	H=	箇所				φ	H=	箇所				
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃				
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃				
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃				
	〃	φ	H=	〃				φ	H=	〃				
	コンクリート取壊復旧	t=		m				t=		m				
	〃	t=		〃				t=		〃				
	床板取外し復旧			m						m				
	② 配管貫通工	コンクリート土台基礎			箇所				コンクリート土台基礎		箇所			
	〃	木造外壁・E&F外壁			〃				木造外壁・E&F外壁		〃			
排水設備工事	排水トラップ取付	○	号	箇所				○	号	箇所				
	〃	○	号	〃				○	号	〃				
	屋外排水トラップ取付	○	号	箇所				○	号	箇所				
	〃	○	号	〃				○	号	〃				
	既設手洗ストラップ取付			箇所						箇所				
	既設洗面ストラップ取付			〃						〃				
	床排水トラップ取付			〃						〃				
	舗装切断工			m						m				
	舗装取壊し工			m						m				
	舗装復旧工			m						m				
舗装路盤工			m						m					
排水設備工事														
直接工事費計				(a)			(1 + 2)	直接工事費計		(g)		(1 + 2)		
諸経費		1.0 式				(b)	諸経費		1.0 式		(h)			
排水設備工事費計				(c)			(a + b)	排水設備工事費計		(i)		(g + h)		
関連工事	給水工事費		1.0 式				(d)	給水工事費		1.0 式		(j)		
融資対象工事費計				(e)			(c + d)	融資対象工事費計		(k)		(i + j)		
融資対象外							(f)					(l)		
合計(精算額)		(e) 及び (A) の承諾		(A)			(e + f)	(k) 及び (B) の承諾		(B)	(k + l)			

※ 融資希望の場合は、申請者の押印が必要です（見積・清算とともに）

見 取 図



設 計 図 凡 例			
名 称	記 号	名 称	記 号
大便器		トラップ樹	
小便器		分離樹	
浴室・バス		阻集器	
台所・流し類		公共汚水樹	
手洗器・洗面器		境界線	
床排水など		建物外周	
トラップ		建物間仕切り	
掃除口		管の交差	
露出掃除口		浄化槽	
排水管			
通気管		硬質塩化ビニル管 (管内管)	V U
立管		硬質塩化ビニル管 (一般管)	V P
汚水樹		硬質塩化ビニル管 (顕形管)	E G P
(注) 1) 境界線・建物外周・間仕切り・寸法線は 細線、排水設備は太線とする。 2) 新設・増設・改築は赤実線、撤去は赤点 線、既設は黒実線とする。			

配 管 図

※確認番号	第	号
-------	---	---

確 約 書（技術基準等）

年 月 日

倉吉市長 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電 話

指定工事店
(責任技術者)

排水設備工事申請書の一部箇所において、基準に適合しない箇所がありますが、維持管理を行い下水道施設に悪影響を及ぼさないよう努めます。

記

- 1. 設置場所 倉吉市 番地
- 2. 該当箇所
- 3. 内 容
- 4. 理 由

受 付

※確認番号	第	号
-------	---	---

確 約 書（一部接続）

年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩

当排水設備の計画においては、次の理由により、当該土地の汚水の一部のみを公共下水道又は集落排水施設（以下、「下水道等」という。）へ排除する計画としているため、次のとおり確約します。

- （１）当該計画における未接続部分については、その理由の解消に努め、その理由が解消されるときは、すみやかに排水設備に接続します。
- （２）公共下水道等に排除しない汚水の排出については、申請者において対処します。

記

- 1 排水設備の計画
 - （１）設置場所 倉吉市
 - （２）排水設備等計画の内容 ※□に✓を入れること
 - ☐くみ取り便所または単独浄化槽の下水道等への接続
 - ☐未接続箇所の一部の接続
 - ☐その他 …

- （３）公共下水道等の接続状況 ※□に✓を入れること

汚水の種類	箇所数	接続状況	未接続箇所の汚水の排出先及び処理方法
便所（大便器）	基	☐ 接続 ☐ 未接続	
便所（小便器）	基	☐ 接続 ☐ 未接続	
便所（手洗い）	箇所	☐ 接続 ☐ 未接続	
風呂	箇所	☐ 接続 ☐ 未接続	
流し台	箇所	☐ 接続 ☐ 未接続	
洗面台	箇所	☐ 接続 ☐ 未接続	
洗濯	箇所	☐ 接続 ☐ 未接続	
その他	箇所		

- （４）添付書類 平面図（接続状況が確認できるもの）

- 2 理由 ※正当な又は合理的な理由に限る ※□に✓を入れること
 - ☐ア 排水設備の設置に必要な資金の調達が困難な事情がある場合
 - ☐イ 排水設備の設置が技術的に困難であると認められる場合
 - ☐ウ 当該建築物が近く除却され、または移転される予定のものである場合
 - ☐エ その他 …

- 3 2理由が解消される時期 年 月まで

受 付

※確認番号	第	号
-------	---	---

確 約 書（共有施設）

年 月 日

倉吉市長 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電 話

指定工事店
(責任技術者)

通路部分の排水設備一部区間は第三者との共有施設となりますが、将来にわたり維持管理を適正に行い下水道施設に悪影響のないよう努めます。
また、土地の売買、寄付、相続等により所有者が変更になった場合は、このことを新所有者に引き継ぎます。

記

1. 排水設備場所 倉吉市 番地
2. 共 有 場 所 倉吉市 番地

受 付

※確認番号

第

号

同意書

(甲)の所有する土地において、(乙)が次の内容について使用または占有することに同意します。

記

1. 工事場所 倉吉市 番地

2. 内 容

	(甲)の排水設備に(乙)の排水設備を接続し使用すること
	(甲)の土地の公共汚水枥を(乙)が使用すること
	(甲)の土地に(乙)の排水設備を占有すること

※ 該当する箇所に、○をつける

3. 占有期間 (乙)の排水設備を撤去するまで。

4. 特記事項 次の事項については、(甲)と(乙)で協議のうえ別途定めるものとする。

- ・ 占有または使用料
- ・ (甲)の土地についての制限物権その他の権利に関すること
- ・ 下水道法第11条各項に関する事項
- ・ 土地等の所有権を第三者に譲渡等を行う場合

年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

⑩

(乙) 住 所

氏 名

⑩

指定工事店

(責任技術者)

排水設備等申請取下げ届

年 月 日

倉吉市長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話

指定工事店
(責任技術者)

下記の排水設備等確認申請について取下げしますので、届け出ます。

確認番号	第 号	確認年月日	年 月 日
設置場所	倉吉市 番地		
理 由			

受 付

排水設備等撤去届

年 月 日

倉吉市長 様

住 所
所有者 氏 名
電 話

次のとおり、排水設備等を撤去したので届出します。

設 置 場 所	倉吉市 番地
撤 去 理 由	
施 工 業 者	

※ 建物建替等により、公共汚水枳を継続利用する場合はこの届出は必要ありません

※ 位置図・公共汚水枳側キャップ止めの写真を添付してください

(キャップ止め深さが分かるようにスタッフ等または写真帳記入をお願いします)

※ 下水道使用料を休止するため、下水道使用開始等届も合わせて提出してください

※ キャップ止の位置は裏面参照

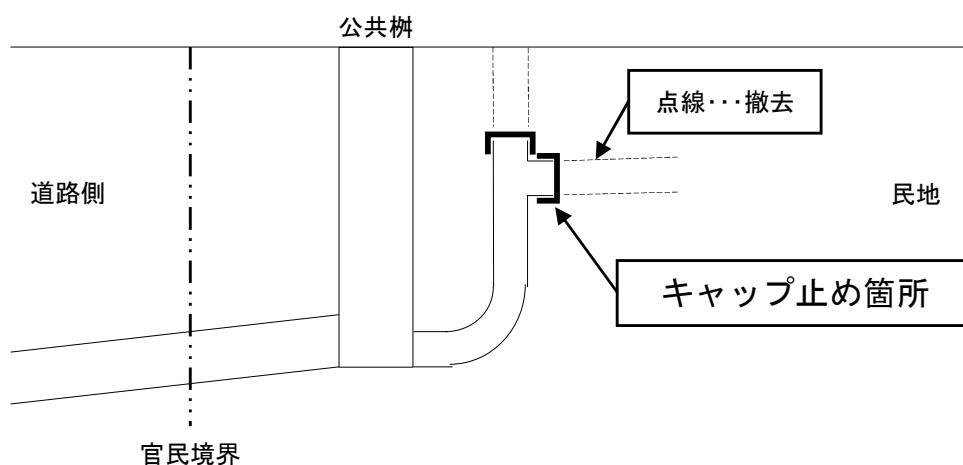
上下水道局記入欄

事業区分	公共 ・ 集排 (地区)	確認番号	第 号
P C 台帳		マッピング (PDF)	

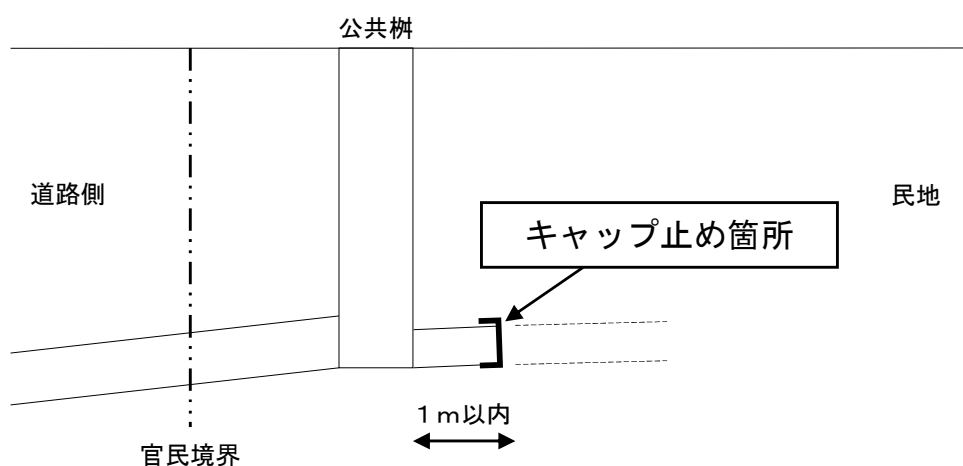
受 付

(裏面) 原則、キャップ止めは公共汚水枳から 1 m 以内で、宅内枳は全て撤去してください
(困難な場合は相談してください。上下水道局工務課 TEL27-0631)

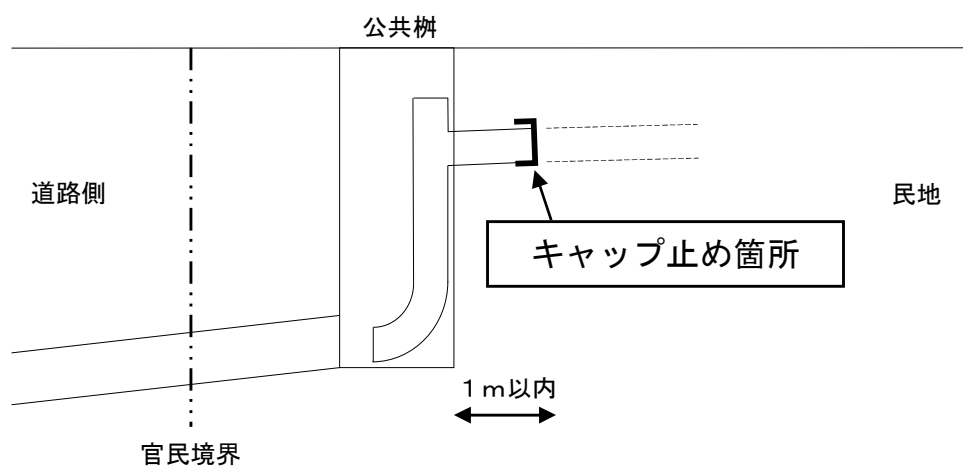
1. 公共汚水枳近くにドロップ枳がある場合



2. 公共汚水枳近くにドロップ枳がない場合



3. コンクリート製公共汚水枳内でドロップしている場合



公共汚水柵変更申請書

年 月 日

倉吉市長 様

申 請 者 住 所
氏 名
電 話

土地所有者 住 所
氏 名

倉吉市が設置及び管理している公共汚水柵を変更したいので申請します。

施 工 場 所	倉吉市 番地
施 工 内 容 (☒ 及び○・記入)	☐ 撤去 (深さH＝ m、右・左 側から m) ☐ 取替 (柵種類：Co 柵・プラ柵・塩ビ柵 → 塩ビ製) ☐ 高さ変更 (柵種類：Co 柵・プラ柵・塩ビ柵) ☐ 位置変更
実 施 理 由	
実 施 時 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
施 工 業 者	

- ※ 公共汚水柵変更及び撤去後の再設置は申請者負担で行う
- ※ 道路等を掘削する場合は、管理者の許可を受けてから実施する
- ※ 完了後に、写真（着工前・埋戻し前の施工後・完了）を提出する
- ※ 写真撮影時は深さ（撤去時は境界からの距離）を分かるようにする

上下水道局記入欄

事業区分	公共 ・ 集排 (地区)
確認番号	第 号 マッピング

受 付

第4章

排水設備の技術基準

第4章 排水設備の技術基準

4.1 設計の基本

排水設備の設計とは、現地調査から計画・協議を経て、図面・書類の作成、及び工事費の算出までであり、次のことに留意する。

- (1) 倉吉市の公共下水道等の排水方式は分流式である。排水設備工事の設計及び施工において雨水系統の誤接続を行うと雨水や地下水が侵入し、管渠の流下能力や下水処理能力の超過をきたす恐れがあるため、雨水が流入する恐れのある箇所を把握し、雨水排水系統に接続を行う。
- (2) 現場の状況、水量、水質等を把握し、建物からの全ての水回りの下水道接続を行う。やむを得ない特別な理由により一部接続となる場合は、将来接続が必要な箇所を把握し、接続が容易となる予定配管及び宅内枳を設置する。
- (3) 適切な構造・機能を有し、維持管理が容易で経済的である。
- (4) 材料及び器具は、原則として次の規格品を用いることが望ましい。規格のないものについては、形状、品質、寸法、強度等が十分目的に合うことを調査、確認のうえ選定すること。
 - ① 日本産業規格（JIS）
 - ② 日本農林規格（JAS）
 - ③ 日本水道協会規格（JWWA）
 - ④ 日本下水道協会規格（JSWAS）
 - ⑤ 空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）

4.2 基本調査

排水設備工事を実施するうえで、基本的な調査項目は以下のとおり。

- (1) 汚水処理区域の確認
 - 1.5.1 公共下水道区域、1.6.1 集落排水区域から確認する。その他の区域は浄化槽区域となる。
- (2) 公共汚水枳の確認

位置、種別、深さ等を確認し、構造等の変更が必要な場合は、3.1.5 (5) 公共汚水枳変更申請書（様式－⑧）を提出すること。

公共汚水枳の破損及び不明水の侵入等を確認した場合は、状況写真を添付し管理者に報告すること。
- (3) 使用形態・水質等の確認

建物用途、使用人口、給水状況（給水源）を確認する。工場・事業場排水の場合は、水量・水質及び排水時間について調査し、特定施設及び特定事業場に該当する場合は、所定の届出を行うこと。（第5章参照）
- (4) 敷地及び建物の確認

(5) 既存の排水施設、埋設物の確認

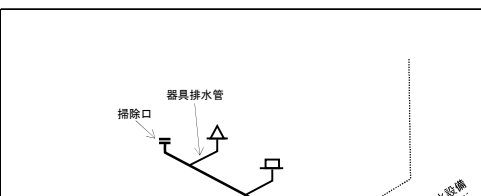
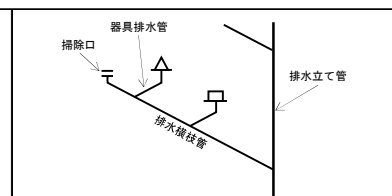
既設管、既設枿を排水設備として利用する場合は、基準に適合していること。既設部分も審査対象となることから、既設延長及び枿深さ等を図面に記載すること。

指定工事店並びに関係者は、個人情報保護の重要性を確認し、個人情報保護法等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

硬質塩化ビニル管は、たわませる事が可能であるが上下左右にたわませる経路とせず、

(1) 排水管の種類

- ① 器具排水管 … 衛生器具のトラップから他の排水管までの間
- ② 排水横枝管 … 1 本以上の器具排水管から、排水立て管または排水横主管等に排除する横管
- ③ 排水立て管 … 1 本以上の排水横枝管から、排水横主管に排除する立て管
- ④ 排水横主管 … 建物内の排水を集めて、屋外排水設備に排除する横管

 1 階排水	 2 階以上排水
--	---

4-2

(2) 管種

施工場所の状況、外圧、継手の方法、工事費、維持管理等を考慮して選定する。

屋内排水設備及び屋外排水設備ともに原則として硬質塩化ビニル管とし、埋設管はVU管とする。やむを得ない理由で露出配管とする場合はVP管とし、管防護及びステンレス製の固定金具を使用する。ただし、対候性向上仕様パイプを使用する場合は、管防護は必要としない。

(3) 屋内排水設備の管径

- ① 器具排水管の管径は、器具トラップの口径以上で、かつ 30mm 以上とする。衛生器具の器具トラップの口径は、表 4－1 のとおりとする。

表 4－1 器具トラップの口径

器 具	トラップ最小口径	器 具	トラップ最小口径
大便器	75mm	浴槽（洋風）	40mm
小便器（小型）	40mm	調理流し	40mm
ビデ	30mm	洗濯流し	40mm
洗面器	30mm	汚物流し	75mm
手洗器	25mm	掃除流し	65mm
洗髪器	30mm		

- ② 排水管は、立て管、横管いずれの場合も、排水の流下方向の管径を縮小しない。
- ③ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具トラップの最大口径以上とする。
- ④ 排水横主管の管径は、複数の衛生器具を接続する場合、雑排水系統のみの場合は 75mm 以上とし、汚水排水系統を含む場合は 100mm 以上とする。
- ⑤ 複数の衛生器具を接続する排水横枝管及び排水横主管の起点部分に、掃除口を設ける事が望ましい。

(4) 屋外排水設備の管径

管径は、表 4－2 の区分に応じた内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、汚水の一部を排除する排水管で、延長が 3 m 以下は内径 75mm とすることができる。（条例第 4 条、集排規程第 3 条）

表 4－2 排水人口別排水管内径

排水人口	排水管内径
150 人未満	100mm 以上
150 人以上 300 人未満	150mm 以上
300 人以上 600 人未満	200mm 以上
600 人以上	250mm 以上

4.6 管渠勾配

(1) 屋内排水設備の勾配

排水横管の勾配は、表 4－3 を標準とする。

表 4－3 排水横管の管径と勾配

管 径	勾配（最小）
65mm 以下	1/50（2 %）
75mm、100mm	1/100（1 %）
125mm	1/150（0.67%）
150mm 以上	1/200（0.50%）

（2）屋外排水設備の勾配

公共下水道・集落排水区域ともに 1 %（1/100）以上とする。（規程第 4 条、集排規程第 3 条）

- ① 2 %（1/50）確保できる場合は、掃流力を考慮して 2 %を基本とすることが望ましい。
- ② 5 %（5/100）を超えると汚水のみが流れ、固形物が残ることがあるので、上限は 5 %以内とすることが望ましい。
- ③ 起点枳から公共汚水枳までを隆起のない一定の勾配になるように管路設計すること。また、途中から勾配を緩くすると、汚水溜まりの原因になるので避けることが望ましい。

4.7 トラップ

トラップは、封水機能により下水道施設からの臭気・害虫等が器具を経て、屋内に侵入するのを防止するために設ける器具または装置である。

排水管に直結する箇所には、衛生器具等の器具に接続する器具トラップ、管トラップ等を設置する。

（1）トラップの構造等

- ① 排水管内の臭気・害虫等の移動を有効に阻止できることができる構造とし、封水が破られにくい構造であること。
- ② 汚水に含まれる汚物等が付着または沈殿しない構造とし、自己洗浄作用を有すること。
- ③ 定められた封水深及び封水面を保つように取り付けること。
- ④ 器具トラップと管トラップの併用設置となる等、2 重トラップにならないようにすること。
- ⑤ リフォーム等で衛生器具を更新し器具トラップを設置する場合は、既設枳がトラップ枳かどうか確認すること。トラップ枳の場合は、トラップ蓋を通気口付き蓋に交換すること。

4.8 土被り

最小土被りは原則として 20cm 以上とする。ただし、勾配が取れない等やむを得ない場合は、車両等の荷重がかからない事を条件に浅くすることができる。

なお、図面記載について、深さが 20cm の場合は管厚を考慮すると 31cm となる。

4.9 宅内桝の設置箇所、種類等

(1) 桝の設置箇所

- ① 起点、終点、合流点及び屈曲点（規程第 4 条、集排規程第 3 条）
- ② 管種、管径及び勾配が著しく変化する箇所（規程第 4 条、集排規程第 3 条）
- ③ 直線部においては内径の 120 倍以下の間隔（規程第 4 条、集排規程第 3 条）

なお、清掃又は検査の容易な場所は枝付管もしくは曲管を使用することができるものとする。

(2) 桝の構造等

- ① 桝径は、表 4-4 の区分に応じたものとする。（規程第 4 条）

表 4-4 桝の内径

種 類	桝の内径
管渠の内径が 125mm 以下	150mm 以上
管渠の内径が 125mm を超え 200mm 以下	200mm 以上
管渠の内径が 200mm を超える	管渠と同径以上

- ② 底部はインバート仕上げとする。（規程第 4 条、集排規程第 3 条）
- ③ 桝には密閉蓋を設けること。（規程第 4 条、集排規程第 3 条）
- ④ トイレ排水からの合流桝は 45 度合流段差付桝（45YS）とする。なお、桝の上流 45 度曲部について、桝から 1 m 以内であれば 45 度エルボとすることができる。

また、45 度合流段差付桝を使用することにより、起点桝から公共汚水桝までの平均勾配が 2 % を切る場合は、勾配を優先するため 45 度合流桝を使用することが望ましい。

- ⑤ ドロップ桝の下部は大曲りエルボ（LL）とする。（最小落差は 313mm となるので、それ以下の落差の場合は、落差調整桝等を使用する。）
- ⑥ 器具トラップの設置を原則とするが、既設の衛生器具等にトラップの取付が困難な場合は、トラップ桝を設置する。
- ⑦ 駐車場等、荷重がかかる場所においては、防護蓋もしくは鉄蓋を設置することが望ましい。

※既設桝をそのまま利用する場合は、雨水流入が無いこと、底部インバートの確認、蓋は密閉しているか等を確認する必要がある。そのまま利用できるか判断できない場合は、写真を添付して事前に協議を行うこと。

(3) じんかい防止装置

集落排水区域においては、台所、浴室、洗濯場その他固形物（し尿を除く。）を排出する恐れのあるものの流入口には 10mm 以下の金属製スクリーン（分離桝）を取り付けなければならない。（規程第 4 条、集排規程第 3 条）

- ① 洗面台については、シャワーヘッド式の場合は分離桝を必要とする。
- ② 使用者が定期的な清掃（月 1 回が目安）を行うため、極端に深い設置は避けるこ

ととし、深さ 50cm 以内に設置することが望ましい。

- ③ 分離桝の下流で雑排水系統との合流桝を設置する場合、汚物の逆流による分離桝への流入を避けるため、分離桝と合流桝は 1 m 以上離すこと。また、合流桝は 45 度合流桝が望ましい。
- ④ 分離桝の上流に器具トラップまたはトラップ桝を設けると 2 重トラップになるので、この場合は分離桝内のトラップ構造を開放すること。

(4) 油脂遮断装置

油脂販売店、自動車修理工場、料理店、その他油脂類を多量に排出するおそれのある箇所には油脂遮断装置を設けなければならない。（規程第 4 条）

- ① 油脂販売店、料理店等 …… グリストラップ
- ② 自動車修理工場、洗車場等 …… オイルトラップ
- ③ 歯科医院・技工所等 …… プラスタートラップ
- ④ コインランドリー・クリーニング店 …… ランドリートラップ
- ⑤ 理髪店・美容院等 …… ヘアトラップ（洗面台に設けてもよい）

※油脂遮断装置の下流で雑排水系統との合流桝を設置する場合、汚物の逆流による油脂遮断装置への流入を避けるため、油脂遮断装置と合流桝は 1 m 以上離すこと。また、合流桝は 45 度合流桝が望ましい。

※屋外設置の洗車機等、雨水の流入のおそれのある場合は公共下水道等に接続することは認めていない。接続する場合は、屋根と壁を設けること。

4.10 床下集合配管システム（排水ヘッダー）

床下集合配管システムを使用する場合は、申請者に維持管理について説明を行い、使用について承諾を得ること。

- ① 床下集合配管システムは、適切な口径・勾配を有し、建築物の構造に合わせた適切な支持、固定をすること。
- ② 床下集合配管システムからの流出口径（排水横主管）は、雑排水系統のみの場合は 75mm 以上とし、汚水排水系統を含む場合は 100mm 以上とする。
- ③ 保守点検、補修、清掃が容易に行うことができる空間を確保すること。
- ④ 完成届に設置状況写真を添付すること。

4.11 ポンプ施設

地下室、土地の形状等により自然流下が十分でない場所における排水は、ポンプ施設を設けなければならない。（規程第 4 条）

- ① 管径は、ポンプ能力により決定する。なお、4.5 管種及び管径は適用しない。
- ② 汚水の滞留を防ぐため、管路には勾配を有すること。なお、4.6 管渠勾配は適用しない。
- ③ 点検口が必要な場合は、適切な箇所に設置すること。なお、4.9 宅内桝の設置箇所、種類等は適用しない。

- ④ 圧送管は、公共汚水柵に直接接続してはならない。

4.1.2 ディスポーザ

本市の下水道は流域関連公共下水道であるため、県と協議のうえで決定する必要がある。現時点では、使用を認めていない。

4.1.3 排水流量計

公共汚水柵接続に伴い下水道使用料が発生するが、下水道使用量の計測は原則として、水道メーターにおいて行う。

ただし、下水道使用量の測定を行うために排水流量計を設置する場合は、排水設備工事において行うものとし、次の要領によるものとする。

- (1) 排水流量計による排除汚水量の認定に関する事務取扱要領

4.1.4 図面の作成

設計図は、工事全容がわかるように、次の事項に留意して正確かつ簡潔、明瞭に作成する。また、将来の維持管理に有効活用できる資料作成を心掛ける。

4.1.4.1 図面等の種類及び書式

- (1) 必要な図面等は次のとおりとする。ただし、局部的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を添付する。

①排水設備工事設計書（清算書）、②見取図、③平面図、④配管図、⑤縦断面図、⑥同意書、⑦その他工事に関して必要な書類（規程第3条）

- (2) 用紙は原則として様式－①、様式－②、様式－③を使用する。様式内に記載できない場合は別途添付する。

- (3) 排水設備工事設計書（清算書）の、見積・清算作成年月日は、申請時は見積書作成年月日を、完成時は清算書作成年月日を記入する。また、設計者氏名は工事を担当する責任技術者を記入すること。

工事内容は、使用材料、数量及び金額を記入する。工事請負により個別の金額が記入できない場合は、合計金額欄に「請負」と記入する。

融資希望の場合は、トイレ器具等の型式及び金額等を正確に記入し、設計書及び清算書に申請者の押印を必要とする。大工工事等がある場合は、別途見積書を添付すること。なお、融資資対象額は、合計金額の万円以下を切捨てた額となる。

- (4) 見取図は、北方向を上とし、申請箇所を朱塗りし、方位、道路、目標となる地物等を漏れなく記入する。（規程第3条）

- (5) 設計図の記載数値の単位及び端数処理は、表4－5のとおりとする。

表 4－5 設計図の記載数値

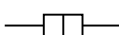
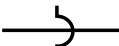
種 別	単 位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下 2 位まで	7.85
柵の寸法	cm		15
管径（呼び径）	mm		100
管の勾配	%	小数点以下 1 位まで	2.0/100
柵の深さ	cm		43
管底高等の高さ	m	小数点以下 2 位まで	2.89

注 1 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

2 管路延長は小数点以下 2 位を 0 か 5 に丸める。（二捨三入、七捨八入）

(6) 設計図に記載する記号の例を、表 4－6 に示す。

表 4－6 設計図の記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大便器			トラップ櫛		
小便器			分離櫛		
浴室・バス			阻集器		
台所・流し類			公共汚水櫛		
手洗器・洗面器			境界線		
床排水など		洗濯排水含む	建物外周		
トラップ			建物間仕切り		
掃除口			管の交差		
露出掃除口			浄化槽		現場に合わせた 大きさ、形
排水管					
通気管			硬質塩化ビニル管	V U	薄肉管
立管			硬質塩化ビニル管	V P	一般管
汚水櫛			硬質塩化ビニル管	E G P	卵形管

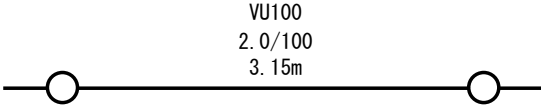
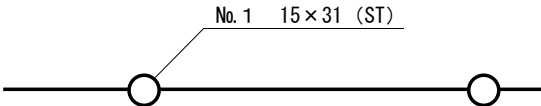
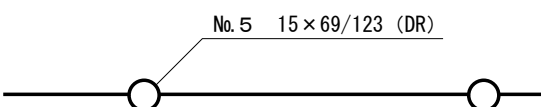
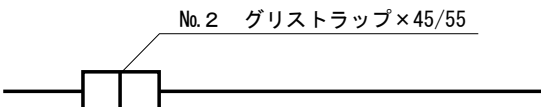
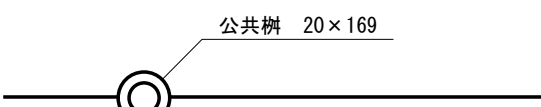
※ 新設は赤実線、既設は黒実線で表示する。（白黒図面の場合、新設は黒実線、既設は黒点線で表示する。）

(7) 平面図は、縮尺 100 分の 1 ～600 分の 1 とし、原則として北を上に記載し、敷地及び建物全体を収める。方位、道路、境界、公共樹、建物、間取り、排水設備の位置、寸法等を記入する。（規程第 3 条）

申請地が広い場合は全体図を別添とするか、A 3 以上の用紙を使用する。

平面図の記載例を、表 4－7 に示す。

表 4－7 平面図の記載方法の例

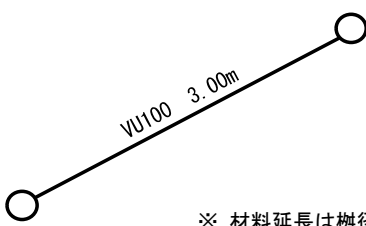
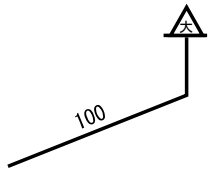
種 別	記載内容	記載例
・ 排水管	・ 管種 ・ 管径 ・ 勾配（*.*/100） ・ 延長	
・ 汚水樹 ・ トラップ樹	・ 樹番号 ・ 内径 ・ 深さ ・ 樹種類	
・ 段差付樹 ・ ドロップ樹 ・ 分離樹	・ 樹番号 ・ 内径 ・ 深さ（上流） ・ 深さ（下流） ・ 樹種類	
・ 阻集器	・ 樹番号 ・ 阻集器種類 ・ 深さ（上流） ・ 深さ（下流）	
・ 公共汚水樹	・ 公共樹 ・ 内径 ・ 深さ	

(8) 配管図は、排水設備の相互の関係を明確にするために作成する。平面図等に対応させて作成し、系統毎に使用材料、種類、個数等を記入する。縮尺はノンスケールとする。(規程第3条)

ただし、建築設計図の給排水設備図または衛生設備設計図がある場合は、これに代えてよい。

配管図の記載例を、表4-8に示す。

表 4 - 8 配管図の記載方法の例

種 別	記載内容	記載例
・ 排水管	・ 管種 ・ 管径 ・ 材料延長	 ※ 材料延長は樹径を足さない
・ 屋内排水設備	・ 管径 ・ 系統名 ・ 材料名 ・ 使用数量	 トイレ ・ VU100 2 m ・ LL100 1 個 ・ 45L100 1 個

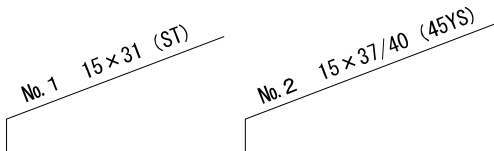
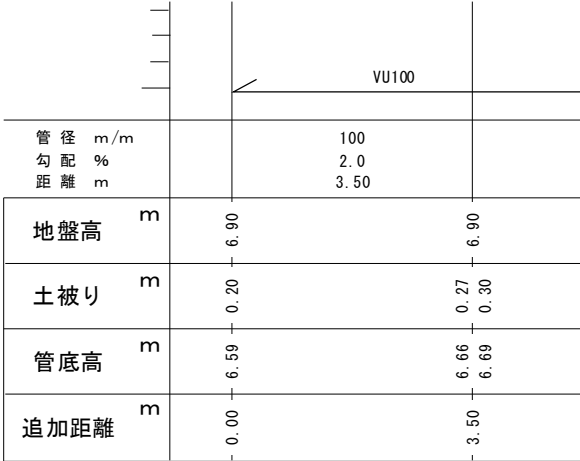
※ 汚水樹、阻集器等は平面図と同じ

(9) 縦断面図は、排水設備の寸法等、勾配、地盤高、土被り、管底高を記載する。(規程第3条)

枳番号は、再上流枳を起点(No.1)として順番に付け、公共汚水枳は番号を付けない。2系統以上ある場合は、各系統毎の最上流枳から続き番号を付する。

縦断面図の記載例を、表4-9に示す。

表4-9 縦断面図の記載方法の例

種 別	記載内容	記載例																								
・ 汚水枳	・ 枳番号 ・ 内径 ・ 深さ ・ 枳種類																									
・ 排水管	・ 管種 ・ 管径 ・ 勾配 ・ 単距離 ・ 地盤高 ・ 土被り ・ 管底高 ・ 追加距離	 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>Point 1</th><th>Point 2</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 径 m/m</td><td>100</td><td></td></tr> <tr> <td>勾 配 %</td><td>2.0</td><td></td></tr> <tr> <td>距 離 m</td><td>3.50</td><td></td></tr> <tr> <td>地盤高 m</td><td>6.90</td><td>6.90</td></tr> <tr> <td>土被り m</td><td>0.20</td><td>0.27 / 0.30</td></tr> <tr> <td>管底高 m</td><td>6.59</td><td>6.66 / 6.69</td></tr> <tr> <td>追加距離 m</td><td>0.00</td><td>3.50</td></tr> </tbody> </table>		Point 1	Point 2	管 径 m/m	100		勾 配 %	2.0		距 離 m	3.50		地盤高 m	6.90	6.90	土被り m	0.20	0.27 / 0.30	管底高 m	6.59	6.66 / 6.69	追加距離 m	0.00	3.50
	Point 1	Point 2																								
管 径 m/m	100																									
勾 配 %	2.0																									
距 離 m	3.50																									
地盤高 m	6.90	6.90																								
土被り m	0.20	0.27 / 0.30																								
管底高 m	6.59	6.66 / 6.69																								
追加距離 m	0.00	3.50																								

※ 管径、管底高等を元に図面も記載する

4.15 公共汚水樹接続

排水設備を公共汚水樹に接続する際は、市担当者へ連絡し立会いのもと施工を行う。（規程第2条）

市担当者の立会いが困難な場合は、遠景及び近景の接続状況を撮影（第3章3.5.1（7）参照）し、完成届に添付すること。

公共下水道区域（旧倉吉市）の塩ビ製公共汚水汚水樹（φ200）においては、ドロップ樹用の外副管（φ100）をGL-600まで布設してある場合があるので、掘削時に破損しないよう注意すること。

塩ビ製公共汚水汚水樹へのホルソー接続は認めていない。ただし、家屋への影響または地下水位等やむを得ない場合においては協議すること。

コンクリート製公共汚水樹への接続は内副管（公共汚水樹内ドロップ）でも可とする。ただし、内副管の構造は90° Y（DT）と90° エルボ（DL）を使用し、DTの宅内側は糊付けしないこと。（図4-1参照）

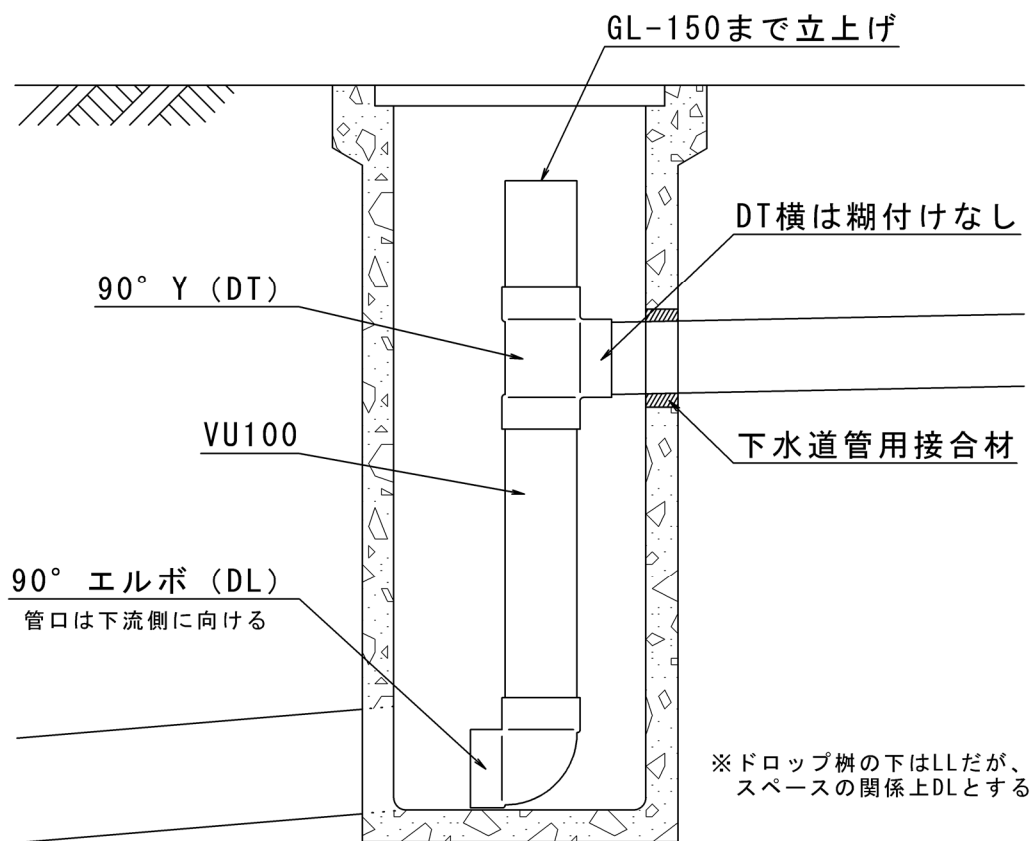


図4-1 コンクリート製公共汚水樹の内副管施工方法

第 5 章

特定施設と特定事業場

第5章 特定施設と特定事業場

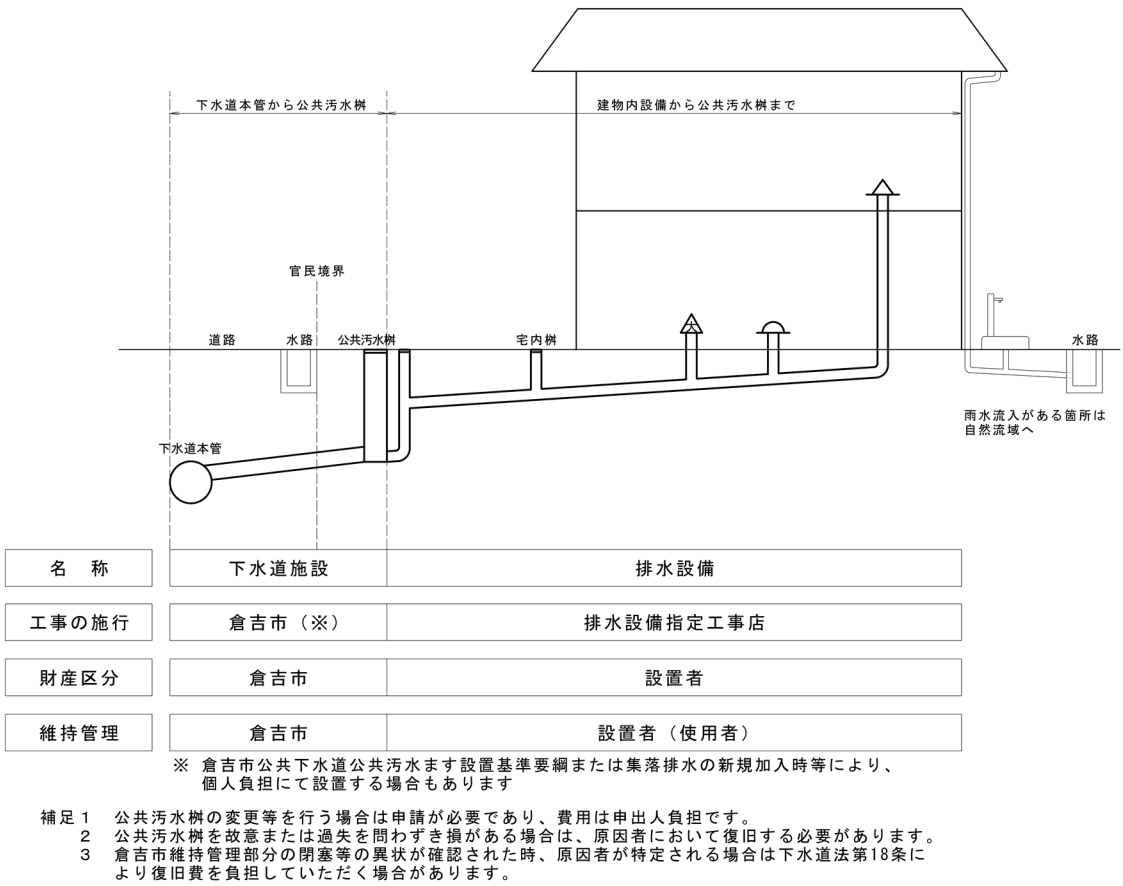
別冊「工場・事業場の皆さんの下水道使用の手引き（令和6年4月）」による

第 6 章

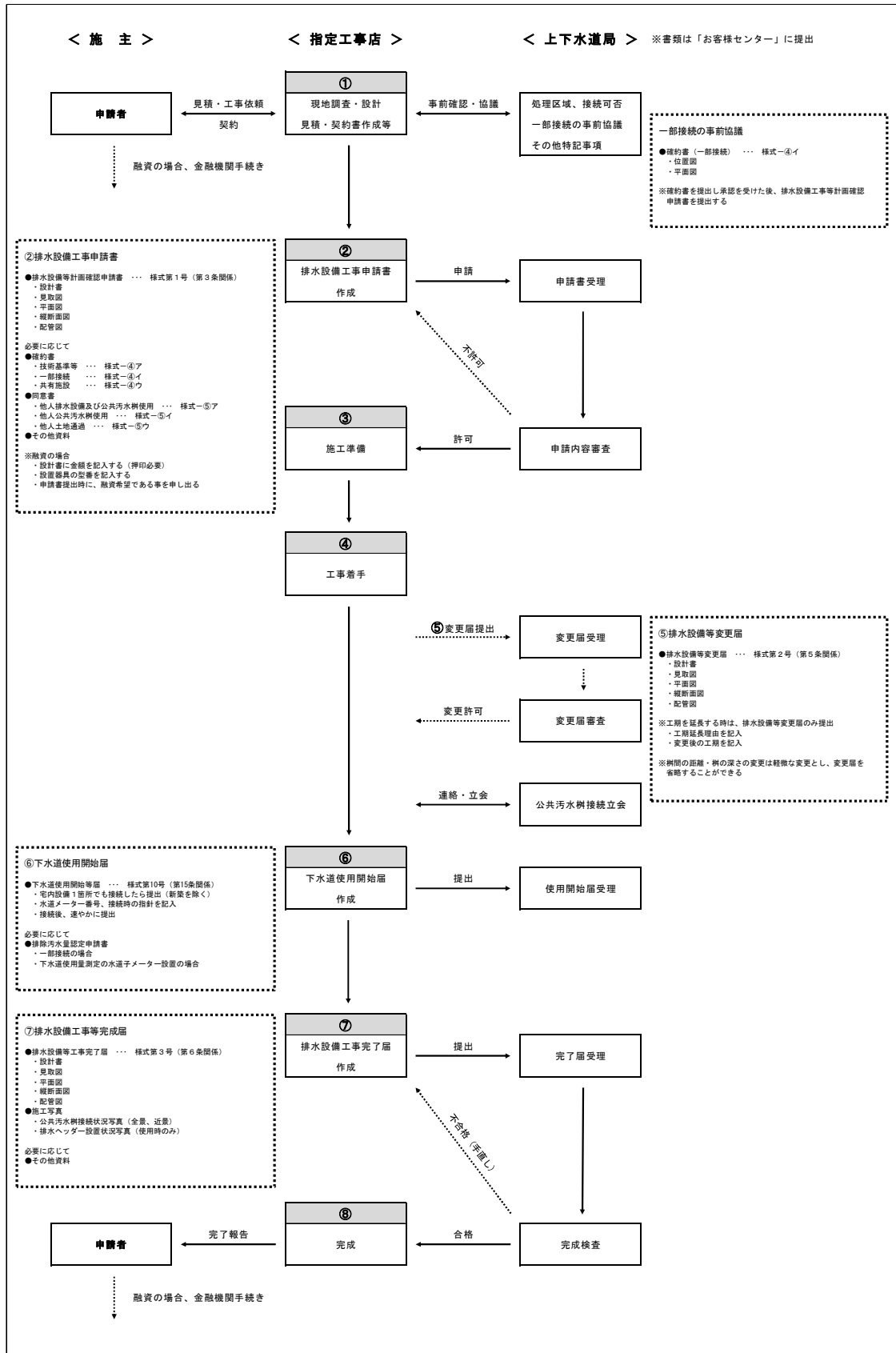
資料

第6章 資料

6.1 排水設備維持管理等の概要図



6.2 排水設備工事申請フロー図



第 7 章

下水道関係法令

第7章 下水道関係法令

7.1 法律、省令

- (1) 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
- (2) 下水道法施行令（昭和34年4月22日号外政令第147号）
- (3) 下水道法施行規則（昭和42年12月19日建設省令第37号）

7.2 倉吉市条例、規程等

- (1) 倉吉市公共下水道条例（昭和53年4月1日条例第18号）
- (2) 倉吉市公共下水道条例施行規程（令和2年4月1日上下水道局企業管理規程第3号）
- (3) 倉吉市排水設備指定工事店規程（令和2年4月1日上下水道局企業管理規程第4号）
- (4) 倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年4月1日条例第12号）
- (5) 倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（令和2年4月1日上下水道局企業管理規程第5号）
- (6) 倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成3年4月1日条例第15号）
- (7) 倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程（令和2年4月1日上下水道局企業管理規程第6号）
- (8) 倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成17年3月1日条例第53号）
- (9) 倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程（令和2年4月1日上下水道局企業管理規程第7号）
- (10) 倉吉市公共下水道公共污水ます設置要綱
- (11) 排水流量計による排除汚水量の認定に関する事務取扱要領

7.3 その他参考書籍

- (1) 下水道排水設備指針と解説－2016年版－（公益社団法人 日本下水道協会）
- (2) 排水設備工事責任技術者講習用テキスト（公益社団法人 日本下水道協会）

排水設備工事設計施工基準

初版 2025年 4月（令和7年）

倉吉市上下水道局